

名寄地区衛生施設事務組合告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和7年度及び令和8年度における名寄地区衛生施設事務組合（以下「組合」という。）が発注する工事の請負等並びに物品及び委託業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和6年12月19日

名寄地区衛生施設事務組合管理者 加藤 剛 士

記

競争入札等に参加する者に必要な資格等

第1 資格

1 基本的資格要件

- (1) 組合が発注する工事の請負等並びに物品及び委託業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者又は政令第167条の4第2項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、競争入札への参加を排除されている者であってはならない。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者及び名寄地区衛生施設事務組合契約等における暴力団等排除措置要綱（平成28年3月31日告示第2号）第5条による措置を受けている者であってはならない。
- (3) 北海道内に本社又は支社及び営業所を有していること。ただし、工事請負及び工事に関連する設計、測量等については、所在地の要件は問わない。
- (4) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）に未納がない者。

- (5) 組合を構成する市町村（名寄市、美深町、下川町及び音威子府村）に納税義務がある場合で、市町村税に未納がない者。
- (6) 受任先がある場合で、受任先の所在する市町村民税に未納がない者。
- (7) 次に定める届出の義務を履行している者（当該届出義務がない者を除く。）であること。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48号の規定による届出の義務
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

## 2 審査基準日

令和7年1月1日

## 3 資格審査が必要な契約の要件

- (1) 工事請負及び印刷の請負等が一件130万円を超える契約
- (2) 物件の購入が一件80万円を超える契約
- (3) 物件の賃貸借が一件40万円を超える契約
- (4) 物件の売払いが一件30万を超える契約
- (5) 工事に関連する設計、測量等その他業務委託等が一件50万円を超える契約

## 4 契約の種類による資格要件

次の第5号から第7号に掲げる事項に係る申請は、北海道内に本社、支社及び営業所を有している者であること。

### (1) 工事の請負に係る契約

工事の請負に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和7年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けている者で、許可を受けて2年以上その営業を行っていること。

イ 資格審査の申請をする日の直前における建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年度分の決算により、同項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査を受けていること。

ウ 資格審査の申請をする日の直前における経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年度分の決算において、完成工事高を有していること。

### (2) 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 建築士法（昭和25年法律第 202号）による1級建築士事務所又は2級建築士事務所について登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者についてはこの限りではない。

イ 令和7年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。

(3) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和7年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。

(4) 測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 測量法（昭和24年法律第 188号）による測量業者の登録を受けていること。

イ 令和7年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。

(5) 物品購入、印刷の請負及び物品の賃借等の契約

物品購入、印刷の請負及び物品の賃借契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和7年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

（このうち、文房具の取扱いを希望する場合、店舗を有しており、店頭販売実態が確認できること。）

イ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 物品の製造又は販売が法的許認可を必要とする場合については、許可、認可又は登録を受けていること。

(6) 情報システムの導入開発に係る契約

情報システムの導入開発に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和7年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間に情報システムの導入開発実績を有していること。

ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(7) 警備、清掃、運送及び管理業務等に係る契約

警備、清掃、運送及び管理業務等に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 警備、清掃、設備保守など管理等法的許認可が必要な業務については、許可、認定又は登録を受けていること。

イ 令和7年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間に申請種目の実績を有していること。

5 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、第1第4項に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しないものとする。

(1) 中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合のうち企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

6 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年度及び令和8年度とする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資

格は消滅するものとする。

- (1) 政令 167条の4第1項に規定する者となったとき。
- (2) 政令 167条の4第2項に規定する競争入札への参加を排除される者となったとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定により許可、免許及び登録等を要する場合において、当該許可、免許及び登録等を取り消されたとき。
- (4) 建設工事等競争入札参加資格申請書、若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (5) 本告示第1第4項又は第5項に定める要件を欠くに至ったとき。

### 第3 資格審査の申請時期及び方法等

資格審査の時期及び方法等は、次の各項のとおりとする。

#### 1 申請時期

- (1) 申請時期は、次のとおりとする。
  - ア 建設工事等第1第4項第1号から第4号までは、令和7年1月14日から令和7年1月27日までとする。
  - イ 物品購入等第1第4項第5号から第7号までは、令和7年1月28日から令和7年2月10日までとする。
- (2) 中小企業等協同組合又は協業組合が中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）の行う官公需適格組合の証明を受けたときは、当該中小企業等協同組合又は協業組合については、前号によるほか、当該証明を受けたときとする。
- (3) 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格者である企業組合又は協業組合については、第3第1項第1号によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。
- (4) 特に管理者が認めた者については、管理者の指定する日とする。

#### 2 申請書の提出方法

- (1) 申請をしようとする者は、名寄地区衛生施設事務組合総務課に申請書類を提出するものとする。
- (2) 申請書は、郵送による受け付けを認めるものとする。

#### 3 資格審査の再申請

競争入札参加資格者は、次に掲げるいずれかの場合に該当したときは、その都度資格審査の再申請を行わなければならない。

- (1) 競争入札参加資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合。

- (2) 中小企業等協同組合である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加資格者である組合員に限る。）を変更した場合。
- (3) 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合。